

2014 男女雇用機会均等法集会 開催

「男女雇用機会均等法集会」が、6月7日、札幌市内のノースシティで開催され、全道から154人の男女組合員が参加しました。

この集会は「男女平等月間(6月)」と位置づけ取り組む一環として開催されていますが、集会の前段では市内狸小路で全国統一行動の「女性のための労働相談」をPRするための街宣活動を実施し、弁士を務めた民主党女性議員等連絡会議の女性道議・札幌市議の方々も参加しました。

はじめに主催者の山田悦子連合女性委員会委員長は、均等法の経過や昨今の情勢などに触れ、「街宣活動も多くの方が興味をもって来て成功だった。これをきっかけにして、道内においても男女平等が推進されるよう各組織で取り組むとともに、それぞれがワークルールを身に着けよう」と述べました。

来賓代表の須田道議会議員は、「労働環境が悪化している中、連合が中心になって取り組みを進めてほしい。民主党北海道も、連合と一緒に道内の自治体で条例や計画などが推進されるよう取り組みたい」とあいさつがありました。

講演は2本。一つ目の講演として、「北海道内の男女平等の取り組み状況について」と題し、北海道生活環境部くらし安全局道民生活課男女平等担当課長 細野秀則氏より講演を受けました。

男女平等参画が全国的に見て遅れをとっている道内各自治体の現状や地域の声などについて、グラフなどによる比較を示しながら話されました。さらに、男女の賃金格差は管理職・役職への登用差にがあることも要因としてあり、女性の活躍が様々なニーズに応えることにつながるのではと登用メリットも話されました。また、第一次産業においては、女性が元気で地域も活性化しているという報告がありました。



最後に、北海道としても広範な団体と連携を図り、女性が生き生きと活躍できるよう取り組みたい、連合のご協力もお願いしたいと締めくくりました。

二つ目の講演は、上田絵里弁護士から、「働きやすい職場環境をめざして～職場のトラブルを踏まえて～」をテーマに話がありました。



日本労働弁護団のメンバーとしても活動している上田弁護士は、活動の一部を紹介しつつ、労働者を保護するための法令や労働契約の関係などが、使用者の無理解や周知不足で役割を果たしていないことを問題視していました。

相談を受けた事例や労働弁護団のキャンペーンで「ブラック企業大賞」を受賞した企業の実態などの紹介もありました。厚生労働省が実施した調査では、監督を受けた 40%以上の企業が違法な状態だったといい、労働者の中には相談すらできない実態があるといいます。

また、固定時間外手当が無制限の労働時間につながり、長時間労働の温床にもなっているという話がありました。

人間は働くためだけに生きているのではなく、自己実現や仕事で得られる実感が必要で、長時間労働が健康被害に至ることを指摘し、人間らしく働くことが大切だと話されました。

また、セクシュアル・ハラスメントについては、不快かどうかの境目が個人によっても違うこと、怪我とは違い、立証・認定がむずかしく違法との判断も手続きに時間がかかることもあり、これらの課題をクリアしなければ、本当の意味の女性の活躍は進まないのではないかと話されました。パワーハラスメントは、セク・ハラ以上にむずかしいとの認識を示していました。

労働者が自らを守るためには、給与明細・労働契約書など大事なものを保管しておくこと、仲間をつくり団結して職場や社会を変えていくことが重要として、参加者にエールを送りました。



質疑応答ののち、最後に渡辺男女平等局長が「北海道の労働者で組織されているのは20%に満たない、その中で、社会を変えるために私たちの役割は重要である。しっかり運動を進めるので、今後も連合への結集を呼び掛けてほしい」とまとめがあり、集会を終えました。